

新宿区教育委員会会議録

平成25年第5回定例会

平成25年5月1日

新宿区教育委員会

平成25年第5回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成25年5月1日(水)

開会 午後 2時03分

閉会 午後 3時44分

場 所 本庁舎6階 第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	菊 池 俊 之	委員長職務代理者	白 井 裕 子
委 員	羽 原 清 雅	委 員	今 野 雅 裕
委 員	松 尾 厚	教 育 長	酒 井 敏 男

説明のため出席した者の職氏名

次 長	小 池 勇 士	中 央 図 書 館 長	藤 牧 功 太 郎
参 事 兼			
教 育 調 整 課 長	吉 村 晴 美	教 育 指 導 課 長	工 藤 勇 一
事 務 取 扱			
教 育 支 援 課 長	遠 山 竜 多	学 校 運 営 課 長	米 山 亨
統 括 指 導 主 事	長 田 和 義	統 括 指 導 主 事	佐 藤 郁 子
統 括 指 導 主 事	長 井 満 敏		

書記

教育調整課管理係長	伊 丹 昌 広	教育調整課調整主査	高 橋 美 香
教育調整課管理係	高 橋 和 孝		

議事日程

議案

日程第1 第24号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、
学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改
正について

日程第2 第25号議案 新宿区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規
則

日程第3 第26号議案 新宿区社会教育委員の辞職の承認及び委嘱について

報告

- 1 特別支援教育課題検討委員会24年度のまとめと25年度における検討事項について
(教育支援課長)
- 2 食物アレルギーのある生徒に対する給食の誤配膳について (学校運営課長)
- 3 平成26年度学校給食調理業務委託実施校について (学校運営課長)
- 4 新宿区立図書館（地域図書館8館）の指定管理者の募集（更新）について
(中央図書館長)
- 5 その他

◎ 開 会

○菊池委員長 ただいまから、平成25年新宿区教育委員会第5回定例会を開会します。

本日の会議には現在、羽原委員が欠席しておりますが、後ほど出席されます。定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、白井委員にお願いします。

◎ 第24号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について

◎ 第25号議案 新宿区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

◎ 第26号議案 新宿区社会教育委員の辞職の承認及び委嘱について

○菊池委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第24号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について」、「日程第2 第25号議案 新宿区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則」、「日程第3 第26号議案 新宿区社会教育委員の辞職の承認及び委嘱について」を議題とします。

説明を、教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、第24号議案から第26号議案についてご説明をいたします。

初めに、「第24号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について」です。

議案概要をごらんください。区立学校医等の介護補償の額は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律により政令の基準に従い各自治体の条例で定めることになっております。平成13年度までは東京都が基準を定め財政負担も行っておりましたが、平成14年度からは区が都の基準に合わせて条例で定め、また財政負担もしております。

本議案は、東京都が平成25年第1回定例会で条例を改正し額の改定を行ったため、新宿区の補償額についても改定をするものです。

1の介護補償の額は、記載のとおり介護の程度により60円から240円の減額となっております。2の基礎補償額も記載のとおりで、医師等としての経験年数と、医師、薬剤師ごとの区分により改定の幅は異なりますが、経験年数5年未満の学校医及び学校歯科医が現行と同額であるのを除き、現行と改定後の差額が17円から139円の幅で微増となっております。

施行日は平成25年7月1日です。

経過措置として、減額となった1の介護補償額については施行日前に支給すべき事由が生じた場合は、改正前の補償額を引き続き適用いたします。

増額となっている2の基礎補償額については、5月1日を適用日と附則で定め、それ以降には改正後の額を適用いたします。

提案理由ですが、都立学校の学校医、学校歯科医及び薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に合わせ、介護補償の額及び補償基礎額の改定を行う必要があることから、条例の改正を申し出る必要があるためです。

次に、「第25号議案 新宿区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則」についてです。

新宿区立図書館条例の一部を改正する条例については、平成25年第1回定例会で中央図書館及びこども図書館を旧戸山中学校に移転するため、設置位置について決定をいただいておりますが、施行日につきましては公布の日から起算して五月を超えない範囲内において新宿区教育委員会の規則で定める日となっております。

本議案は当該施行期日を定める規則で、施行期日は平成25年7月20日とするものです。

提案理由は、新宿区立図書館条例の一部を改正する条例（平成25年新宿区条例28号）により委任された同条例の施行期日を定める必要があるためです。

次に「第26号議案 新宿区社会教育委員の辞職の承認及び委嘱について」です。

議案の最終ページをごらんください。

本件は、内田齋新宿中学校長が定年退職となったため、本日5月1日付での辞職を承認し、5月2日付で新たに榎本智司新宿中学校長に委任の委嘱を行うというものです。

任期は前任者の残りの期間となりますので、平成25年8月4日です。

なお、変更後の委員一覧も添付しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上、よろしく願いいたします。

○菊池委員長 説明が終わりました。

まず、第24号議案について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

それでは、第24号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○菊池委員長 第24号議案は、原案のとおり決定いたしました。続きまして、第25号議案について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

○教育長 施行期日を7月20日にした意味と、現在の準備の状況を手短かに説明してください。

○中央図書館長 7月20日に決めました意味は、子ども達の夏休み前にとということです。また、現中央図書館が下落合にあるわけですが、移転した後は旧戸山中学校に移転いたします。しかし、そうしますと図書館の空白区域が落合地域にできてしまいますので、学校の夏休みに入る前に移転をして、それで夏休み期間中以降からは団体貸出の充実による子ども読書環境の維持を図っていくとことごとございます。

現在の準備状況でございますが、工事のほうは、移転先の旧戸山中学校の工事がほぼ予定どおり進捗しており、5月末に竣工の予定でございます。図書館ですので、床が学校仕様になっているところを積載荷重に耐えられる仕様に交換するということと、バリアフリー、エレベーターの設置工事等でございます。

図書館移転のほうは、什器、約30万点の図書・資料の移転運搬の入札が近々行われる予定で、ほぼ順調に進捗しているところでございます。6月15日から図書館は閉館をしまして、7月20日に移転先で開館する予定で準備を進めてございます。

○菊池委員長 以上のご報告がありました。何か御質問はございますか。

〔発言する者なし〕

○菊池委員長 ほかにないようでしたら、第25号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○菊池委員長 第25号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第26号議案について、御質問、御意見をどうぞ。

○今野委員 議案そのものについては全く異論ないのですが、少し質問です。社会教育行政については区長部局に委任といいますか、事務が移ったと聞いていますが、社会教育委員の発令関係はこのまま残っているようですが。社会教育の事務の所管がどういう区別になり、教育委員会としては委嘱のほかに会議の運営までやるのか、そのあたりお聞かせください。

○教育支援課長 委員おっしゃるとおり生涯学習部門あるいはスポーツ文化については、所管

が地域文化部に移行してございます。教育委員会に残っています事務につきましては、社会教育委員の会議体の運営ですとか委嘱事務が残っています。こちらは主に家庭教育に関する事務の話し合いをしていただくという機関の役割を担っているところでございます。

○菊池委員長 よろしいですか。

○今野委員 はい、わかりました。

○白井委員 事務の所管のほうはわかりましたが、特に家庭教育とか教育問題にかかわるものに関する議論の教育委員会へのフィードバックというのはどういう形でなされるような連携になっているのでしょうか。

○教育支援課長 もともと社会教育委員の会議というもの自体が、本来はその位置づけとしては教育委員会からの諮問等を受けて話し合い、また返すというような形になってございますが、現在はそのような形がないものでございますので、現在のところは社会教育委員の会議の中で会議の中身を決めまして、報告書を作成し、終わった段階で報告させていただくというような形になってございます。

○菊池委員長 報告は受けていますね。よろしく願いいたします。

ほかに御意見、御質問ございますか。

○松尾委員 今回、辞職された委員は、委員の辞職を申し出たので辞職されたということでしょうか。それとも、その役職を辞職すると自動的に委員も辞職になるのでしょうか。

○教育支援課長 役職自体は新宿中学校長となつてございますけれども、こちらはあくまでも選出母体といえますか、選出する段階での肩書きでございまして、その段階では内田委員に委嘱をしていたということでございます。本人の申し出があつて、委嘱することを教育委員会に認めていただくという形で今回かけさせていただいているところでございます。

○松尾委員 そうしますと、形式的なことですけれども提案理由は、新宿区社会教育委員1名の辞職に伴い委員の交代を行うためとありますが、この辞職も承認をして、交代して新たになられる方の承認も行うということですね。わかりました。

○菊池委員長 ほかに御意見、御質問ございますか。

○白井委員 要望ですけれども、やはり家庭教育というのが学校教育を充実させるためにも大変重要な位置づけであると思います。このメンバーを見ても、PTAの連合会長ももちろん入っているわけで、教育委員会としてもPTAの役員の方たちとの意見交換ももちろんやっていますが、それ以外にもっと幅広い形で社会教育委員の方が家庭教育に関して議論をしたりして、その意見等が教育委員会と密接な形で連携できるような、そういった仕組みを考え

ていただきたいということの要望をしておきます。

○菊池委員長 ぜひ、それはよろしくお願いします。

ほかに御意見、御質問のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

○菊池委員長 ないようでしたら、第26号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○菊池委員長 第26号議案は、原案のとおり決定いたしました。

○菊池委員長 以上で、本日の議事は終了いたしました。

◆ 報告1 特別支援教育課題検討委員会24年度のまとめと25年度における検討事項について

◆ 報告2 食物アレルギーのある生徒に対する給食の誤配膳について

◆ 報告3 平成26年度学校給食調理業務委託実施校について

◆ 報告4 新宿区立図書館（地域図書館8館）の指定管理者の募集（更新）について

◆ 報告5 その他

○菊池委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

報告1から報告4について一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いします。

○教育支援課長 それでは「特別支援教育課題検討委員会24年度のまとめと25年度の検討事項について」御報告をさせていただきます。

お手元の資料は、A4判のものと、その後ろにA3判のカラーのものが一部ついてございます。その後ろに資料2として設置要綱をつけています。

それではレジュメの1、趣旨です。新宿における特別支援教育を巡る諸課題に対応いたしまして、総合的な特別支援教育推進体制を構築するための方向性とその実現のための具体的方策について検討を行うために、平成24年4月に第二次実行計画期間中であります平成27年度までを検討期間といたします「新宿区特別支援教育推進課題検討委員会」を立ち上げまして検討を進めたところです。今回はその御報告でございます。

25年度につきましては特別支援教育に係る組織改正に伴う委員構成の見直しを行っている

ところでは、具体的には24年度につきましては教育センターの中に特別支援教育センターということで位置づけてございましたが、今年度、25年度から教育支援課内に特別支援教育係という係に格上げして新設をしたところでございます。

A3判の横のカラーの資料をごらんいただきたいと思います。左側のオレンジ色の枠が24年度の課題ということで記しております。上段の部分につきましては学校運営部会ということで掲げております。下段のほうには教育支援部会ということで掲げております。24年度につきましては、学校運営課と教育支援課のほうで事務の分担を分けた関係でこのような部会の構成となっておりました。

学校運営部会の課題1につきましては「特別支援学級の設置に関すること」ということで、今年度に引き続きまして地域バランスについて検討することで固まってきたところでございます。

課題2につきましても「情緒障害等通級指導学級の指導開始・終了判定システムに関すること」とにつきまして、25年度、26年度の引き続きの検討という形で考えてございます。

課題3につきましては「就学指導委員会のあり方に関すること」ということで掲げており、委員構成や運営方法などの見直しをさせていただきました。具体的には、委員構成につきまして、学識経験者の方が今まで入ってございませんでしたけれども、学識経験者の方に入ってください、より専門性、公正性を保ったものにしてまいりたいと考えてございます。

また、部会の会員数につきましても若干、人数が多かったという部分もございまして精査をさせていただいているところでございます。

また、運営方法につきましては、合同面接会の開催会場をそれぞれ設置校からの持ち回りとさせていただきましたが、こちらにつきましてはコズミックセンター、教育センターのほうに一元化をさせていただき、事務の軽減を図ったところでございます。

次に、教育支援部会につきましては、課題1「就学支援シートの導入に関すること」ということで検討し、平成25年4月入学の方から導入をさせていただきました。

課題2は「専門家による支援チームの巡回相談に関すること」でございます。こちらは19年度から事業実施し、6年間の成果や課題を検討しつつ、幼稚園のほうの支援が薄いのではないかというような学校からの指摘もございまして、幼稚園巡回相談の実施について検討したいと考えているところでございます。

また、課題3「個別指導計画と個別の教育支援計画に関すること」ですが、こちらについても、そのつくり方ですとか書式につきまして、25年度も引き続き検討してまいりたいと考えているところでございます。

右側の25年度、青い枠のところでございますが、事務局が教育支援課一本になりましたことから、部会の名称を、第1部会、第2部会と変えさせていただいております。

まず、第1部会の課題1「特別支援教室構想の実現に向けた設置及び整備に関すること」でございます。28年度に東京都が示しております計画で特別支援教育の構想に合わせまして、それに準じた流れの中で新宿区としてどのような施策あるいは体制を組んだらいいかという部分について具体的にしていくスキームになってございます。

また、課題2としましては「就学相談の充実に関すること」ということで掲げております。こちらにつきましては先ほど若干申し上げましたが、就学指導委員会の見直しとともに、就学後のフォローアップシステムについても検討してまいりたいと考えてございます。

次に、第2部会です。課題1は「学校への人的支援体制の整備に関すること」でございます。現在、学校はさまざまな人的支援といえますか、いろいろな方が入った中で運営しているところがございます。例えば特別支援教育推進員、介助員、学習指導支援員といった方々も入ってございますが、その方々の配置基準や役割などをもう一度整理をさせていただいて、考えてまいりたいと思っているところがございます。

次に、課題2「一貫性のある支援体制の整備に関すること」でございます。先ほど若干申し上げました教育支援計画の整備、あるいは下のほうに書いてございますが幼児段階における支援体制の整備のあり方ということで、幼児期における早期発見に努めるというような体制を今後組んでまいりたいと考えてございます。

課題3「情緒障害等通級指導学級の教育課程の管理に関すること」でございます。障害特性や学習課題に応じた様々な指導形態・内容について検討してまいりたいと考えております。

課題4につきましては、「児童・生徒及び保護者・区民への理解啓発に関すること」、まだまだ特別支援教育自体の理解をさらに深める必要があるのではないかとというようなことも考えてございますので、そのあり方について検討してまいりたいと思います。

次に、3の検討委員会設置要綱でございます。資料2につけさせていただいております。表面はそれぞれ文言整理をさせていただいて、裏面は、先ほど若干申し上げましたけれども、第1部会、第2部会といったようなことで変えさせていただいております。部員についてはごらんとおりでございます。

最後に、4その他の(1)といたしまして、検討委員会設置要綱第5条3項に基づきまして、別表2に掲げるもののほかに、第1部会については必要に応じて学校関係者、第2部会については必要に応じて学校関係者のほか子ども家庭部の関係職員などの出席を求めてまい

りたいと考えてございます。

また、(2) としまして、検討経過等につきましては特別支援学級設置校長会のほか、関係団体の代表や学校関係者等で構成をいたします特別支援教育推進委員会に随時報告をさせていただいて、意見を聴取してまいりたいと考えてございます。

私からの報告は以上でございます。

○学校運営課長 報告2「食物アレルギーのある生徒に対する給食の誤配膳について」でございます。

これにつきましては既に報道もされてございますが、4月24日の給食時に発生しました食物アレルギーの生徒に対する誤配膳についての報告となっております。

日時は4月24日水曜日、昼食時です。発生場所は新宿区立学校の教室でございます。

内容でございますが、「えび・あさり」アレルギーの生徒に対しまして、「えび・あさり」の除去した「かき揚げうどん」を提供することになってございましたが、誤ってその中の「えび」が入ったものを配膳してしまったということでございます。生徒はかき揚げを半分程度食べたところで「えび」の感触があったため口から吐き出しましたが、のどから耳の下あたりの粘膜にかゆみが出たため、タクシーで病院に搬送し治療を行った後、幸いにも軽快をいたしまして当日中に帰宅をしたところでございます。なお、翌日は通院後に登校をされております。

経緯でございます。原因でもございますけれども、給食調理員が「えび・あさり」を除いた「かき揚げうどん」を作るべきところを、除かなければならない食品を「あさり」のみと誤認し、「えび」が1尾入ったものを作ってしまったということでございます。チーフの調理員も、この、誤って作られたものについて、除去を具体的に確認しなかったというところでございます。また、配膳前につきましても栄養士が目視の時点では「えび」が衣に隠れて見えなかったというところで、その確認ができず、そのまま配膳してしまったというものでございます。

対応といたしましては、事故当日に中学から連絡を受け、私どもの担当者を派遣しまして、経緯と原因について調査を行い、翌日の25日午後1時から全小・中学校、特別支援学校の校長を集めて臨時校長会を開催して事故の再発防止に向けた取り組みを徹底してございます。また、その1時間後には全ての委託業者、11業者を全て集めまして給食の調理配膳の具体的な手順の再確認と、再度の確実な履行を指示したところでございます。

今後の取り組みでございますが、こういった事故を防ぐために、また、食物アレルギーの

ある新宿区立学校の児童・生徒に対しまして安全安心な給食を提供する体制を確保するために、4月26日付で新宿区学校給食アレルギー対策委員会を立ち上げてございます。

裏面の要綱について説明いたしますと、1条は今申し上げたところでございます。

2条につきまして、審査内容といたしましては、食物アレルギー対応の確実な履行及び改善に関する事項、また食物アレルギー事故防止の指針の策定に関する事項、その他学校給食における食物アレルギーに関し必要な事項ということでございます。

メンバーといたしましては、医師の立場からの意見ということで健康部保健予防課長、現場の意見を上げるということから小学校長会代表、中学校長会代表、そして教育委員会事務局内の管理職という構成になってございます。

また、6条を見ていただきますと、委員会は、必要があると認めるときは学識経験者あるいは行政関係者、職員その他の関係人の出席を求められるということで、適宜必要に応じて出席を求めていくというものでございます。なお、この会につきましては早急な対応が迫られておりますところから、可能な限り早く、今のところ5月中に指針をつくりあげてまいりたいということで動き出してございまして、本日午前中に既に第1回を開催し、今後の検討事項等について協議をさせていただいたところでございます。

以上が報告2でございます。

続きまして、報告3「平成26年度学校給食調理業務委託実施校について」でございます。

学校給食調理業務については現在小学校27校、中学校10校、計37校で民間委託をしております。

来年度につきましては、残りの小学校2校、特別支援学校1校で、新たに給食調理業務の委託を実施するというところでございまして、これで区立小・中学校、特別支援学校も含めて全て委託化されるということでございます。

委託実施校は江戸川小学校、富久小学校、新宿養護学校でございます。

2の今後の予定（1）としましては、今年既におこなっている部分もございしますが、4月から来年4月あたりにかけて保護者等への通知から始まり、「広報しんじゅく」ホームページ等に周知、業者の決定後の保護者へのチラシの配布、また、業者が決定した後の試食会といった雑駁な予定を載せさせていただいてございます。

また（2）につきましては、今年の7月から12月にかけて行います調理業務委託業者の選定ということで、記載のとおりでございますが、広報によって公募いたしまして、選定委員会を設置し、プロポーザルによって選考いたしまして、最後は指名選定委員会で審査をして決

定をしていくといった内容となっております。

雑駁ではございますが、報告を終わらせていただきます。

○中央図書館長 それでは、報告4の資料をごらんください。「新宿区立図書館（地域図書館8館）の指定管理者の募集（更新）について」でございます。

地域図書館8館につきましては平成21年度から3カ年にわたって3館、3館、2館ということで順次指定管理制度を導入してきたわけでございますが、指定管理期間が全部異なりまして、終了を平成25年度末に合わせてございます。本年度末をもって指定管理期間が終了しますので、来年度以降の指定管理者となるべき団体を募集したいという内容でございます。

2の導入対象図書館でございますが、全地域図書館8館ということで、戸山・中町・北新宿・四谷・大久保・角筈・鶴巻・西落合でございます。中央図書館につきましては、区の直営を継続いたします。

指定期間は5年間、平成26年度から平成30年度まででございます。

導入単位は1館ごとに公募をいたします。

ただし応募の制限として、(4)でございますが、1事業者3館までの応募ということでございます。これは地域図書館間における競争を促してするという狙いとしているものでございまして、共同事業体を構成して応募する場合も構成事業者ごとに合計3館までの応募ということにさせていただきたいと考えております。

選定委員会でございますけれども、選定委員会を設置いたしまして、委員の構成としては学識経験者2名、公認会計士1名の計3名、それから区民委員3名ですが、区民委員につきましては現在公募をしているところでございます。それから、職員として区立学校関係者と教育委員会職員のあわせて3名でございます。

募集方法は「広報しんじゅく」5月15日号、図書館ホームページ、新宿区立図書館各館内のポスターにより広報いたします。

今後のスケジュールでございますが、本日教育委員会に御報告を申し上げまして、5月8日の区議会の常任委員会に御報告をいたします。その後、公募開始、募集要項・業務要求水準書を配布いたしまして、公募期間は規則で定められている30日ということで、5月28日から6月28日までとしてございます。

(5) 選定委員による選定作業でございますが、一次審査、それから公開プレゼンテーションの二次審査、その後、最終選考を9月27日に予定してございます。最も評価の高い団体を候補団体、次に評価の高い団体を次点の候補団体として選定をいたしまして、11月の教育

委員会に御報告させていただきました後に、区議会の指定管理者の指定の議決をいただいて基本協定を締結し、来年の4月1日から円滑に移行できるように準備をしていきたいという内容でございます。

以上でございます。

○菊池委員長 説明が終わりました。

では、報告1についての御質問、御意見があればどうぞ。

○松尾委員 幾つかお伺いしたいことがあるのですが、1つは、24年度の学校運営部会の課題3のところの就学指導委員会のあり方に関するのとありますが、現状のあり方はどのようなになっているのでしょうか。

○教育支援課長 24年度の就学指導委員会のあり方と就学指導委員の構成でございますけれども、まずそれぞれ部会のほうが5部会に分かれていまして、知的障害部会と情緒障害部会が、それぞれ小・中、小・中とあり、肢体不自由部会がありまして、計5つとなっております。

今年度につきましてはそれを整理・再編をさせていただいて、構成員につきましても、学校の先生等については若干人数を絞り、固定化をさせていただきたい。また、もう一つ大きいのは、学識経験者の方を1人常駐といいますか、全ての部会にかかわっていただくということで考えているところでございます。

○松尾委員 そのあり方といいますか、委員構成等はどのようにして決まったのか、あるいは今後これを変更するに当たっては、どなたの権限でどのような形で変更されていくのか御説明いただきたいのですが。

○教育支援課長 委員の構成につきましては、基本的には設置校長会ですとか、その学校の先生の御意見、学校現場の方の御意見を反映させていただき、結果的には事務局で案をつくり、昨年度末に設置校長会にお諮りをさせていただいたというところでございます。

今後も見直す際には、そのような形で随時、今年度もその課題のところに書いてございますが、見直した後の実際のところどうだったかというようなところについては、今後のやり方を検証させていただきながら、もしかしたらまた来年度このような形でというような御説明を今年度の末にさせていただくこともあり得るかと考えております。

○松尾委員 ということは、基本的には学校関係者と、それから教育委員会事務局のほうで判断されるものだと、そういう理解ですね。わかりました。

次に2点目ですが、この25年度の第1部会のところの課題1の中に、「子どもが動く」から「教員が動く」へ」というふうに記入がありますけれども、これはスローガンのように

書かれていますけれども、その背景といいますか、具体的に何を意味しているのか、そういうものがどこからどういう形で出てきたのか、そしてこの全体の中での位置づけというのはどういうものなのか、御説明いただけますか。

○**教育支援課長** 課題1のところの「子どもが動く」から「教員が動く」へ」といった特別支援教室構想というものでございますけれども、こちらにつきましては東京都が出している指針がございまして、それに基づいて新宿でも動いていこうというところがございます。東京都特別支援教育推進計画の第三次実施計画に定められて、位置づけがございます。

イメージとしては、資料の左の24年度のところには、「特別支援教室構想や」の次に、「特別支援教室―通級指導学級―固定学級」といったような文言を書いているかと思いますが、そちらが重層的なといったところでございまして、具体的には全ての小・中学校に特別支援教室というものを設置していこうというのがまず第1層の考え方でございます。

その上に、巡回指導するような拠点づくりをしなければいけない。その拠点づくりとして、第2層として通級指導学級を、現在もございまして、位置づけていこうではないかと。第3層として固定学級、現在もございまして、自閉症ですとか情緒障害学級についての計画的配置といったようなところの、重層的な支援体制といったところでございます。

全体的な位置づけといたしましては、特別支援教育全体にかかわる部分でございまして、かなり重きを置いて、この年度、課題1ということで毎年、おそらくこの位置に掲げられてくるような項目の一つになろうかと考えてございます。

○**松尾委員** 今の説明を聞いても、「子どもが動く」から「教員が動く」へ」というのがちょっとぴんとこないのですが。確かに、重層的な支援体制の構想ということはよくわかりましたが、それとその「子どもが動く」から「教員が動く」へ」というのがどういうふうにつながっているのか、よくわからなかったのです。

○**羽原委員** ついでに、「動く」という意味のニュアンスが、教員が動くほうはまだイメージ湧くのだけれども、「子どもが動く」というイメージが湧かないので、全体的に、制度的なところが理解しにくいと思うのですが。

○**今野委員** 特別支援教室というのは初めて聞く言葉で、特別支援学級のほうはよくわかっておりますが、その違いも含めて御説明いただくとありがたい。

○**統括指導主事** これまで障害のある子どもたちが、通級指導学級の設置校に、ある曜日のある時間に子どもたちが通級指導学級へ通うということで、これまでは子どもたちが動いていたものを、障害のある子どもたちを受け入れるような設備をある程度備えた教室を全小・中

学校に設置して、子どもたちは校内でその教室に行くわけですが、そこに、指導する教員が、拠点校の通級指導学級からその指導に来る、それが「教員が動く」という、そういうふうなイメージで捉えていただければと思います。

○今野委員 わかりました。

○白井委員 その背景ですけれども、先ほど東京都の教育委員会のスローガンという形での御説明がありましたけれども、要するに、その特別な支援を要する子どもに関する教育的なスタンスというのが、世界的な傾向とか今の日本の教育システムの中で変わってきているという中で理解してよろしいでしょうか。その辺を押さえないと、なにか形だけやっているように見えてしまうのですが、その辺お聞きしておきたいのですが。

○教育指導課長 委員がおっしゃったとおり、特別支援教育を進めていくと、平成19年から始まったわけですけれども、この大きな流れは世界的な流れでございまして、一言で申し上げると特別な支援の必要なお子さんとそうではないお子さんが一緒に学んでいくと、インクルーシブの教育を進めていくという方向性が、大きなものとしては障害者権利条約というものの批准がまだ日本はできていないのです。署名はしているのですが、つまり共生をしていこうという、そういう環境づくりをしていこうという、障害者権利条約に批准するためには、もろもろの環境づくりを行っていかねばいけません。そういった意味で国が中心となって、その環境づくりのためにさまざまな法改正等をこれまでしてきたと。最近では障害者基本法が一部改正されておまして、これは平成23年8月5日に公布されていますけれども、障害者基本法の一部改正、その教育の部分で特徴的なところを申し上げますと、これが先ほどの就学指導委員会とも関係してくるのですが、年齢、能力に応じその特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、障害者でない児童及び生徒とともに教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図るなど必要な施策を打ちなさいと。

それから、さらに障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重すると。つまり就学指導の方向性が、この子は特別支援学校です、この子は特別支援学級です、ということではなくて、その保護者の意向を踏まえながら、より一緒に学ぶ環境づくりをしていこうと、その流れのもとに本区でもその検討を進めてきたということです。

ですから、先ほど支援課長からありましたとおり、就学指導のメンバーそのものもそうですが、基本的にはその就学指導のあり方というのは、このあたりの考え方が重要であるといったことになると思います。

○羽原委員 ついでに固定学級も説明してほしい。つまり、この「特別支援教室—通級指導学級—固定学級」この関係、かかわり、違い、そのあたり基礎知識が不足しているものですから、教えてください。

○統括指導主事 特別支援教室が、まず各校に設置されたということを前提に考えますと、そこに通うようになる特別な支援を要する児童は、比較的障害の程度としては軽いお子さんが通うようになり、それよりもう少し専門的な支援が必要であれば通級指導学級に通って支援を受ける、さらに本区の場合は知的固定学級ですけれども、固定学級で指導を受ける必要があるお子さんについては固定学級で指導を受けるということです。特別支援教室が各校に整備をされ、児童の課題に応じたさまざまな指導形態が、重層的になっていくということがイメージされているのだろうなというふうに思います。

○羽原委員 もう一回、固定学級をわかりやすく。

○教育指導課長 東京都の例で申し上げますと、東京都にはまず特別支援学校というのがあります。これは完全にそのカリキュラムが、例えば知的な障害のあるお子さんに対しては知的な障害のあるその特性に応じたカリキュラムが組み立てられており、教科書等も通常の学校で使われるものではないものが中心で授業が行われる、その子どものニーズに応じた教育が自立活動も含めて、さまざまな教育がなされている。

固定学級と言われるのは、この通常学級と特別支援学校の中間的な存在といったらいいでしょうか、今までの就学指導委員会の規定でいきますと、特別支援学校で学ぶほどではない障害がある、そういうお子さんを通常の学校の中に固定学級、特別支援学級ですね、本区にも知的障害学級でさまざまありますが、その学級で基本的には通常の学級と同じ教育課程なのですが、でも、その子たちの特性に応じて、さらに個に応じた別の教科書など、これは教科書の採択で何度かこの委員会にもかけているわけですが、その子どもたちに応じた教育がきめ細やかにできるようにできているものが固定学級です。ですから、ここは何度かごらんいただいておりますけれども、学級が存在して、そこで特別な支援がなされている、さらに通常の学級との交流学习ですとか共同学習が計画的に行われているといったことになります。

通級学級というのは、これは新宿区の場合には情緒障害学級が中心でございますけれども、情緒障害及び発達障害のお子さんを対象としているものでございます。

幾つかの、例えば天神小学校ですとか落合第一小学校ですとか、そういった通級指導学級に区内全域からお子さんが週1回ないし2回、4時間程度の特別な支援を受ける。そこでの

学習は主に自立活動的な、つまりコミュニケーションが苦手ですから、そのコミュニケーション能力を高めていくような自立活動であったり、さらに、学習にアンバランスなお子さんがとても多いという、そういった特徴もありますから、その学習を補ったりする、そういった教育がなされているといったことです。

○羽原委員 固定という言葉、意味が理解できない。障害がある子どもを一定の学級、教室みたいなところに閉じ込める的な固定ともとれる。だから、そのイメージと、専門家がわかっている固定の意味合いがちょっと違うような。その基礎知識を少し入れておいて思っているのです。

○統括指導主事 固定学級ですけれども、まずその学級に籍を置くという意味の固定学級、ですから在籍学級が通常の学級にあって通うような通級とは違って、籍がその学級にあるということの意味で固定学級というふうな名称が使われています。

ですから、どの子どもその学校に籍はあるわけですけれども、区立学校の中に設置された特別支援学級に籍があるという、固定してあるというような捉え方で固定学級というような名称の使われ方がしていると捉えていただければいいのかなというふうに思います。

○羽原委員 そうすると、通常の子どもたち、A組、B組、C組とありますね。それにプラスして固定組ということですか。

○統括指導主事 はい。

○羽原委員 そうすると、その教育の中身が、先ほど指導課長のお話にあったようなことになるということですか。

○松尾委員 普通学級も固定学級ですね、そういう意味では。だから、それと同じですよ。

○教育長 よくあるのは全然違う平仮名の学級名つけるときに、いや、そうじゃなくて1年C組にしましょうというような形で、C組は固定学級ですよという、そういうやり方ですね。

○今野委員 従来の特別支援学級ではないのですか。特別支援学級を、こういう名前で言ったということじゃないのですか。

○統括指導主事 従来から特別支援学級、固定級というような言い方はされています。ですから、ここで新しく出てきた名称としては特別支援教室という、その部分がこれまでには全くなかったもので、そちらを全小・中学校に配置していると。これまでどおり通級指導学級と、それから特別支援学級ですね、固定学級はこれまでどおり存在して、形はちょっと違いますが、けれども、これまでもあったものというふうにとらえていただければと思います。

○白井委員 端的に、今まで特別支援学級と言っていたものは固定教室なのでしょうか。

○統括指導主事 はい、そうです。

○松尾委員 特別支援教室という名前が紛らわしいですね。

○白井委員 そうですね。逆に特別支援教室というのは、どういう違いがあるのでしょうか。

○教育指導課長 今回の固定の意味について、改めてお話を聞いて、確かに違和感がある言葉なのかもしれないです。固定学級というのは特別支援学級と同じことです。これは今までどおり今後も存在する。ただ、考え方として、できる限り通常学級に籍を置く子どもたちがふえていくというような方向性が多分あるのだと思います。将来的に特別な支援をしていくために。その場合に、今、特に発達障害のお子さんは通級指導学級と言われる、ある拠点校に区内のあちこちから通ってくるわけです。それではなくて、そういった発達障害のお子さんは通級指導学級に通ってくるのではなくて、全ての学校でその支援が受けられたらいいのではないかという考え方です。

ですから、全ての学校に通級指導学級のような役割を持った教室があれば、わざわざ子どもが外に出かけて行かなくても全ての学校で同じ支援が受けられるでしょうという、つまり学校間を移動するのではなくて学校の中で特別支援教室に校内で移動するということです。子どもにとっては、自分の在籍学級があるわけですがけれども、その学級の中で外に出かけて行くのではなくて、校内の特別支援教室に出かけていけるような仕組みをつくってほしいという東京都の考えなのです。そういったイメージです。

○白井委員 それと、今までの特別支援学級との違いというのは、籍自体が普通のクラスに置いてあって、何か特別な支援を要するような項目のときだけ教室が学校内でちょっと集中的にやるとか、そういうイメージなのですか。

○教育指導課長 そのとおりです。固定学級と通級指導学級では、固定学級のお子さんはその特別支援学級に在籍しています。でも、通級指導学級に通うお子さんは通常の学級に在籍があります。ですから、ときどき週に1度ないし2度、その通級指導学級に通っていったわけです。ですから在籍はあくまでもそこにはないのです。でも、今度の特別支援教室構想は、同じように在籍は通常の学級にありながら特別な支援を受けるときだけ校内の特別支援教室に通っていけるといった仕組みです。

○白井委員 大体はわかりました。

○羽原委員 通級指導学級と、それから通級学級という言葉の両方ありますよね。

○教育指導課長 同じだと思います。

○羽原委員 そこで疑問があったのですが。つまり、障害のない子どもたちの学級に障害のあ

る子どもが入ることについては今触れないとして。その通級指導学級というのは、指導という言葉が入る、入らないで違いがありますか。通級というのは通常学級という意味ですか。

○**教育長** 通級とは、知的障害はなく通常の学級に入って勉強しているのだけれども、発達障害や情緒障害があつて特別な指導を必要とする課題がある。そのときには、そういうために通級、要するに違う教室に行つて、そこだけ集中的に指導を受ける、それが通級指導学級です。知的な障害がある場合は、通常のところでは子どもたちの学びの発達がないから、知的障害の固定学級に入り、そこで専門的な知的障害のカリキュラムに基づいて学習しましょうという話です。

○**羽原委員** 完全ではないが、ほぼわかりました。ありがとうございました。

○**白井委員** それで、先ほど質問したことと、その報告1で今度、特別支援教育課題検討委員会というのを設置、これは24年から設置して、25年こういうふうに取り組みますというような形で、「子どもが動く」から「教員が動く」へ」というスローガンが特に出てきたということで、これで、さっき指導課長には答えていただいたのですけれども、やはりこの世界的な流れと、それから日本の中での障害者教育の方向というのが、やはり子どもが権利主体だというふうに変ってきているというところから、いろんなニーズに合わせた教育の機会の場を行政としても用意しましょうという形だと思います。

昨日の新聞にも、文科省のほうも今年の重点の課題として新聞に載っていますが、やはり今度、事務局がこの形で委員会を設置したりしていくときに、そういう基本的な部分のところを押さえた上で、いろんな施策のほうを考えていく。その中では、やはり現場の声というのがとても大事だと思います。報告のその他のところで、必要に応じて学校関係者とか子ども家庭部、現場でやっている職員の方とか教員、それから、関係団体代表というのはそういう障害教育とかいろんなものをやっている代表のことですよね、やはり、保護者も含めて、その現場的な意見を吸い取りながらやっていくという部分が、今求められていると思うので、そういう点では新たに25年度やるに当たって、その辺のところを事務局としても押さえた上で運営してほしいというふうに思いまして、意見を言わせていただきました。

○**教育支援課長** 今、委員ご指摘のとおり、いろんな教育の場ということで文科省のほうでもいろんな考え方を出しているような状況がございます。基本的には今、委員がおっしゃったように現場の方の意見ですとか、障害児団体の方ですとか、広く多くお声を聞けるような体制をとってまいりたいと考えてございますし、それに対応した中身を今後つくってまいりたいと考えてございます。

○菊池委員長 ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

○松尾委員 もう一点、この就学支援シートの導入に関する事は昨年度行われて、導入済みということでございましたけれども、実際導入してみて、その成果については何かございますか。まず1つは、その導入が円滑に行われたのか、実際にうまく機能したのか、そのあたりを教えてくださいませんか。

○教育支援課長 今、委員ご指摘の就学支援シートの導入につきましては、今年度の入学の方から実施してございます。5月中からアンケートをとらせていただいて、実際に送った就学前の施設の側、受け取った小学校側の両方の意見を聞いて、どのような点がよかったか、あるいは悪かったかというような意見を集約してまいりたいと考えてございます。

導入のほうは今のところ円滑に進んでいると考えてございます。

○菊池委員長 これからですね。

○松尾委員 はい、これからですね。

○菊池委員長 ほかにございますでしょうか。

この問題は非常に今インクルーシブの方向に向かっているという中で、いろんな問題を内蔵しているので、今後も協議していきたいと思っています。

このぐらいでよろしいでしょうか。

[はいの発言]

○菊池委員長 ほかに御質問がなければ、報告1の質疑は終了いたします。

次に、報告2について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

○白井委員 この報告においての事故の原因とその後の対応についてはよくわかったのですが、調布市で不幸な事故がありました。その後、この新宿区で起こるまでの間に、新宿区の事務局でどのような食物アレルギーに対する対応を現場にしたのかという点がこの報告でわからないものですから、教えていただきたい。

○学校運営課長 その点につきましては、調布の事故を受けまして、2月に学校長等に集まっていた中で対策を指示してございます。

1つは、アレルギーにつきましてはもともと文科省が示したガイドラインがありますので、そのガイドラインをもう一度徹底して遵守をしていただきたいということがございます。

また、給食は自校調理で、現場で調理してございます。その中でいかにして今回のような誤配を防ぐのかというところで、給食の調理から本人に手渡されるまでの間に誤配がないようにするにはどうしたらいいのか、ヒューマンエラーというのは起こるものですから、それ

をできるだけ少なくするために複数人による確認をしてもらいたい、それは調理員、栄養士等を含めて複数回によって確認をしてもらいたい等、学校に指示をしたところでございます。

○教育長 それと、トレイを導入しましたが、いつ導入したのですか。

○学校運営課長 食物アレルギー対応食の具体的な対応として、除去食についてはトレイの色を変えるといったことが必要だということで、学校運営課で3月末に購入をして、導入を開始したところでございます。

○教育長 トレイには表示がしてあるのでしょうか。

○学校運営課長 はい。トレイには除去食についての情報がついた食札をつけるという対応をとってございます。

○白井委員 具体的な指導、対応をしていると。ただ、トレイで色も違っていた、それもわかっているはずだけれども、実際には現場では口頭でのメモ書きでの打ち合わせになっていた。その現場の対応の部分はどうなっていたのかわかりますか。

○学校運営課長 当然学校のほうで、ガイドラインに基づき入学時に本人、保護者と面談をした中で、本人のアレルギー状態を正確に把握していたわけでございます。そういった情報を、栄養士を通じて、調理員に伝えています。正しい情報に基づいて学校側としては伝えたわけでございますが、その伝え方として、その調理をする側の調理員が、自分が調理をする資料、手配書というものがあるわけですけれども、そういったものに書き写しをしていたわけでございます。その書き写しの内容が間違っていたということでございまして、そこに一番大きな原因があったというところでございます。

○羽原委員 トレイというのは。

○学校運営課長 トレイというのは、ほかの食材も全て乗ったお盆のようなものがございます。

○羽原委員 非常に紛らわしい状態ではないかと思えます。みんな同じトレイで、違う料理が乗っているわけでしょう。

○学校運営課長 一人一人のトレイです。

○羽原委員 生産工場から全部パックしたようなものが、店に行ってもパックごと売られ、レストランでも工場直結で手をつけないでそのままサービスできている。給食もいつも問題になります。コンビニに売っている透き通ったビニールの器のようなものを、この学校では何通りつくるかや、数や学級が分かれば、当然それだけの分量が調理する所からそこへ行くのではないかなと思えます。この皿に乗せた状態の前に、個別に、これは食べさせないほうが良いというものは特定しておくというような何か工夫はできないのですか。

○**教育長** 今回も、トレイには、えびとあさりは除去すると書いてある。ところが、このトレイを乗せた人間と調理をしている人間が違う。調理した人間は、えびを除去しろという指示を自分で勘違いしていますから、あさりは除去したのだから自分はきちんと仕事をしたと思っているわけです。そして、えびが入った、あさりだけ抜いたかき揚げができていて、それを配膳台に置くときには、配膳台に置いた人間は、えびとあсарいは抜いているものと思ったという話です。ですから、表に出てわかるような形であれば、えびがあることがわかりますが、中に入って見えなかった。

○**羽原委員** だから、つくった人がそういう透明の見えるような容器に入れて、これは特別だということで置けば、余計な手間暇はなく自然にわかるじゃないですか。

○**教育長** 調理した人の、その抜き方が間違っている。えびも抜かなければいけないのに、今回、本人はえびを抜く必要がないと思って入れています。だから、そこは除去食という指示があって、そういうトレイが色違いのトレイのところに乗っているのです。

○**羽原委員** だから、今後のことを考えると、毎日の食事だから、人手を幾つかわたるとミスが起きやすいと思うんです。なるべく特定の人が特定のやり方で、今のお話だと原点が間違ったというところだけけれども、ある程度つくった人が理解して、それがちゃんと教室へ届くような、余り人手を渡らないでもすっきりわかるというような形をなるべくとる。トレイに書いてあるからいいというけれども、しかしトレイに配膳する人がまた違うとなると、そこに間違いがある。

○**教育長** ですから、今後は書き写しはやめるように業者には指示しています。書き写すのではなくて、原本が全部回るように。個人の書き写しで聞き違って、あさりだけ書いて、えびを書かなかったというのがミスですから、書き写しという行為をやめさせるように指示しています。だから、はなから指示通り紙に書いたものできちんと対応する。

○**羽原委員** それから、もう一つは、類似品だけど違うものを、既製品でも、食べてもらうというような違いがあってはいけないのですか。例えば杏仁豆腐を、除去ゼリーというような大変な手間暇をかけるよりは、別のゼリーを最初から食べてもらうようなことではいけないのですか。

○**学校運営課長** 献立をつくって共通に出すという給食のやり方をしてございまして、原則としては、献立をつくる際に除去したとしても、ちゃんとしたその料理として成り立つような献立にするというのが基本ではあると思います。委員のご指摘のような全く素材を変えると、いう部分については、今後の検討、研究の対象とはなりますけれども、現時点においては、

1つの献立をつくる中で食材を除いても料理として成り立つような料理といたしますか、そういったことを工夫しながら献立をつくっているというのが現状です。

○**教育長** つくり直すために手間暇かけて間違いが多いならやめたほうがいいのではというご趣旨だと思いますが。

○**羽原委員** 業者だから、これをやりなさいと言えばやるでしょう。ただ、民主主義は対等平等が基本ではあるけれども、個人差というものがある。その個人差を全部同じようなゼリーでなければならないとか、同じようなものでなければならないという、間違いが起きやすい。だから、それを予防するために、もう少し間口を広げてものを考えるということがあっていいと思います。

○**学校運営課長** 委員のご指摘もごございますので、献立をつくる工夫の中で今後も取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○**羽原委員** そのほうがリスクよりよっぽどいいと思います。

○**白井委員** かき揚げうどんのかき揚げが、えびとあさりだったから問題が出たけれども、これをきつねうどんや、たぬきうどんにということですか。

○**羽原委員** 一品だけのことでなくて、学校給食全体のややこしさというものをもう少し簡便化できないかと。そうすれば親の心配も本人の心配もそれを提供する側の心配も少し薄れるのではないかとということが言いたい。

○**白井委員** 一品、その部分ではなくて全体にという意味ですか。

○**羽原委員** 給食の提供の仕方全体です。かき揚げならかき揚げに似たものを提供しなければならないとすると、そこにえびとか何とかの問題ができるけれども、そうではなくて、かき揚げでなくてもいいのではないかと。野菜のてんぷらではいけないのか。カロリーさえある程度同じなら、もう少し簡便な方法があるのではないかと。その工夫を事務局はもう少し考えていいのではないかと。

○**菊池委員長** 意見を申しあげますと、それは少し無理かなと思います。やはり、多様な食材を入れて食べさせること、それも食育の一つでありますので、それはやむを得なくて、除去食は厳しくチェックをします。ヒューマンエラーをなくすために、メモ書きはやめさせるとか、原本を見せて、調理する人とその上のスーパーバイザーとダブルチェックするとか、そういう工夫は幾らでもあり得るので、食材の提供は今のままで構わないと思います。その上で、ヒューマンエラーが起きないように手だてを、仕組みをちゃんとつくっていくべきであろうというのが私の個人的な意見です。

いろいろな意見があると思いますが、これはなかなか難しい問題でありまして、ここで結論を得るのはなかなか難しいのかなとは思いますが、一応、羽原委員の御意見は御意見として伺って、様々な見解があるのではないかなと思います。

○羽原委員 それはそうかなと思わせる理由にはなりますが、しかし、カロリーや食育に対応できるような工夫をすれば、かき揚げでなければ絶対にいけないとか、そういう問題ではないと思う。カロリー計算などはできるのだから、それに対応できるような食材で提供すると。あるいはゼリーなどでも、市販のものでも可能ならそれでもいい。つまり、もう少し工夫するということを僕は言いたい。トータルの給食の考え方にそういうヒューマンエラーが起こりやすい状態だから、そのヒューマンエラーを起こさないような手続きをきちんとするというのも一つですが、別の道があるのではないかということを行っているのです。ヒューマンエラーが起きがちだから度々発生する。それよりも別の方法も考えていいのではないかと。何でも同じ類のものを食べなければいけない、そういう考え方は必要ないと思っています。

○菊池委員長 例えば小麦、パン、米、そば、ゼラチンなどの類、そういう全てのものにだめな子どもたちが大勢いる。考えたほうがいいじゃないかということ、食べるものがなくなってしまふのです。ですから、どういうアレルギーあるかを知って、きちんと色々なものを入れて対応するというのが正しいあり方であると思います。それは不可能だから、そういうものにしたらどうかというのは曖昧で、具体的なものは見えてこない。なので、確実にやることは、この子がどういうアレルギーがあるかということを知って、それに対応するというのが、私は医者としてはそういう対応がベストだろうと思っています。

○羽原委員 私もそれを前提にして言っていますが。

○菊池委員長 何というか、かえって難しくなるのかなというふうにも思いました。

○今野委員 羽原委員が言われるように紛らわしいから全く別のもので一目わかるような形にするというのも一つの工夫ではないかなと思います。ただ、普通今やっている延長線上でいけば最初に調理する時が一番大事で、中に入った後でチェックするのはなかなか難しいので、問題のあるものは除くという形の処理を厳密にやるというのも現実的な方法だろうなど。いずれにしても、かたくなに同じものを食べなければ給食ではないというふうな感じもないわけではないので、そこがやはり羽原委員が言われるように少し頭をやわらかくして、検討してみる余地は十分あるので、ぜひこれから検討されるということですから、そのところも含めてやっていただければと思います。

それから、委託調理の関係でこういうことが出てきましたので、委託を継続するかどうか

というときに、十分この評価をするということもあわせて必要だと思っております。

○次長 若干、補足させていただきたいと思います。私どもは、給食全て皆が同じものという考え方も一方にはありますけれども、実態としては代替食という形で全く違ったものを出したり、希望の親御さんについてはお弁当を持ってきていただいたりというようなことがございます。今回は除去ということで、その手順のところでミスが遭ったということでございます。ただ、羽原委員がおっしゃるように、より安全な方法をとるためにどういった方法が可能かというような視点からすると、やはり委員ご指摘のような部分も一方あると思っておりますので、その辺は今後、検討委員会の中で少し問題提起はしていきたいと考えております。

それと、先ほど白井委員のほうから調布の事件以降の話がございました。先ほど学校運営課長のほうから御答弁申し上げましたけれども、2月に全校長宛てに通知をいたしまして、その後の中では教職員の共有意識を高めてほしいというようなことで、研修を改めてやってもらいたいですか、具体的な方法を幾つか挙げてございます。

それで、一番端的な例が先ほど出ていましたトレイの色を変えるということだったのですが、その際はチェック機能を増やしてほしいというような抽象的な形での指導になっておりました。それで、それを受けて今回このような事態になってございますので、対策委員会の中ではもう少し具体的に踏み込んだ形でこういった事例が二度と起きないような形での検討ということで、とりわけ生命にかかわる問題に発展する可能性があるということをも十分認識した上で検討のほうを進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○白井委員 それに関連して、対策委員会を設置するのはいいのですが、やはりこういうヒューマンエラーは、慣れたときに起きているわけです。マニュアルはできていても。そういう意味では、委員会で時間を使うのも大事なことですけれども、現場へ抜き打ちで行ってみて、現実にやっているかどうか、現場チェックのほうに力を入れたほうが、現場も緊張関係が出るのではないかなという感じを持っていますので、その辺もご検討いただければと思います。

○次長 翌日、全業者集めて注意喚起をしましたが、ここ以外の業者で、自分のところは大丈夫だというような形で聞いているのではないかという業者がありましたので、自分のところで起きたつもりで対応してほしいということをも十分注意したつもりでございます。

その際申し上げましたのは、今後ヒアリング等もさせてもらおうと。それで早速、今日その辺の検討をしたわけですが、業者に今回の事態を踏まえての考え方、あるいは手順の確認の仕方だとか、その辺の調査も大至急かけようと思っておりますので、その辺の出具合によってまた、今、白井委員のおっしゃったようにまだ手ぬるいなという話であれば、抜き

打ちというような形でやりたいと思います。

○**松尾委員** 今回、食物アレルギーに関する事柄が、これは子どもの命にかかわることで、非常に深刻なことで、それをきっかけとして、その事故対策あるいはアレルギー対策委員会が設置されるということですが、ここで検討される内容というのは食物アレルギーに特有の部分もあろうかと思えますけれども、もっと、より一般的に事故対策、事故防止ということがテーマになるかと思えます。第6条に、委員会は必要があると認めるときには学識関係者、関係行政機関の職員その他関係人の出席を求め、とありますが、ここではつまりヒューマンエラー防止、あるいは事故防止、そういった観点からの専門的な知見を有する方にぜひ出席していただきたい。もちろん食物アレルギー対応ということは、これは命にかかわりますから極めて重要であることは言うまでもありませんが、そこだけにとらわれるのではなく、より事故対策という観点からの、ヒューマンエラー防止という観点からの対策をぜひお願いしたいというふうに感じました。よろしくをお願いします。

○**学校運営課長** これは委員会を開催していく中で必要な都度求めていくということですので、事故全般を防ぐということはどうしていったらいいのか、具体的な指針という形でまとめようと考えてございますが、そういった検討の中で、必要に応じてそういった方についても招集をしていきたいというふうに考えてございます。

○**菊池委員長** ほかに御質問がなければ、報告2の質疑は終了します。

次に、報告3について御意見、御質問のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

○**菊池委員長** 特にございませんか。

[はいの発言]

○**菊池委員長** 質問がなければ、報告3の質疑は終了いたします。

次に、報告4について御意見、御質問のある方はどうぞ。

○**今野委員** 指定管理者の更新ということですので、そうやってくださると思えますけれども、特にこれまで受けていた業者の評価をきちんと、どれだけのアウトプットがあって、どれだけのアウトカムがあったかという、できる範囲で具体的に評価をしていただく必要があるし、また、改めて指定管理者に指定する際には5年間なら5年間でこういう内容の成果を上げてくださると、具体的にそれが無いと評価も後でできないことになりますので、可能な限りの範囲で、基準というものをあらかじめきちんと具体的に定めて、それで指定管理者の指定をする必要があるのではないかと考えております。

○中央図書館長 大変貴重なご指摘だと思っております。私どものほうも外部委員を入れた評価制度を実施してございまして、導入2年目に3館、3館、2館と、昨年度まで評価をしてございます。また、今年度におきましても、最終年度にかかりますので全館一斉に評価をさせていただいて、その評価結果も踏まえた形で選定に臨むようなスケジュール調整を、非常にタイトなスケジュールであります。調整を図りたいというふうを考えてございます。

○松尾委員 質問ですが、5の選定スケジュールの(5)番の(2)に公開プレゼンテーションとありますけれども、この公開というのは、これはどのような形で誰に対して公開されるということなのでしょうか。

○中央図書館長 図書館は誰もが利用できる、そういう施設でございますので、利用者の方々が任意に参加できる、そういう場でプレゼンテーションしていただくと。利用者の反応につきましても選定委員のほうで集約していきまして、それを参考に選定の採点を行っていくというようなことを考えてございます。

○松尾委員 これは過去にも行われているものですか。そうだとすると、そのときはどんな様子だったのでしょうか。

○中央図書館長 この指定管理は平成21年度から順次導入してきておりますが、過去の選定においてもこの公開プレゼンテーションはやっています。今回、区民参加というのですか、利用者参加というところは今回の新しい取り組みということでございます。

○菊池委員長 ほかに何か御質問ございますでしょうか。

[発言する者なし]

○菊池委員長 ないようです。ほかに御質問がなければ、報告4の質疑は終了いたします。

次に、本日の日程で、報告5その他となっておりますが、事務局から報告事項がありますか。

○教育調整課長 特にございません。

○菊池委員長 報告は以上で終了いたします。

◎ 閉 会

○菊池委員長 以上で本日の教育委員会は閉会といたします。

午後 3時44分閉会